

保育園等の集団生活入所予定児に対し入園・入学要件として 予防接種実施を要請することへの日本小児科医会の見解

今般新潟市の私立保育園が、定期予防接種を受けていない園児を受け入れない方針を表明したことに対して関係省庁が協議し「未接種を理由に受け入れ拒否はできない」とする見解を新潟市に伝えるというニュースが報道されました。VPD(vaccine preventable diseases: ワクチンにより予防可能な病気) 予防の普及啓発を進める日本小児科医会として、この見解が国民に子どもの予防接種の重要性に関して誤解を招くメッセージとならないよう見解を公表することに致しました。

我が国では定期予防接種の実施については予防接種法で規定されており、小児の年齢に応じて実施される予防接種は、予防接種対象者あるいはその保護者に対して接種を受ける努力義務規定として第9条に記されています。対象疾病はA類疾病に分類され「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病」と定義されているものです。法律内での表現は「努力義務」となっており、個人の判断で受けても受けなくても良いと解釈できますが、日本小児科医会は免疫不全等の接種を受けることができない医学的理由や定期接種年齢に達していない等の理由がない限り個人防衛の意味においても集団防衛の意味においても接種を受ける必要があると考えています。

また、厚生労働省が定める保育所保育指針の「5章. 健康および安全」では、「子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。」とされています。さらにその解説書には「感染症の集団発生予防 【予防接種の勧奨】」として、「予防接種は、子どもの感染症予防にとって欠くことのできないものです。特に保育所においては、嘱託医やかかりつけ医の指導のもとに、計画的に接種することを奨励することが望まれます。」と記載されています。「子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保」の前提である定期予防接種は「義務接種」ではなく「勧奨接種」となっており、前述の医学的、年齢的理由がない場合においても、定期予防接種を受けさせないとの保護者の判断があればそれを保育所等は受け入れざるを得ない状況となっています。

欧米では就学前の予防接種を、例外規定を設けた上で義務付けているところが多くあります。日本の学校保健安全法では予防接種についての直接的な規定はないものの、第4節「感染症の予防」の第19条(出席停止)に「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」との規定があります。

2008年の麻しん流行時に秋田県では本規定を適用し、ワクチン未接種者に対して出席停止とする措置が取られ、迅速な終息につながったことが、厚生労働省健康局が開催した平成20年3月10日の第5回麻しん対策推進会議でも報告されています。

幼保連携型認定こども園においても「校長」を「園長」と読み替えて準用することが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令第5条に

明記されています。

1994年の予防接種法改正に伴い義務接種が勧奨接種に変更され集団接種から個別接種へ移行し、ワクチンを受ける側に選択肢を与えることで、損なわれかけていた予防接種への信頼はかなり取り戻されるにいたり、ここ数年ワクチンギャップが大きく解消されてきていることについては高く評価しています。しかし、その運用にあたっては予防接種の必要性について積極的な啓発を行い、広く国民の理解を深める必要があります。情報過多の時代において偏らない情報を得ることが難しい状況下で予防接種を忌避する例は少なからず存在し、今般の事例のような集団生活を営む子どもの健康や安全が脅かされる事態が各所でおこっています。

現在、定期予防接種の接種率は、多くが90%を超える状況となっています。しかし一定の割合で存在する、何らかの理由で予防接種を受けることができない児童個人を守るための個人防衛の観点から、さらには疾病が発生した場合の周辺児童を守るための集団防衛の観点から、できる限り多くの児童が予防接種を受けることにより、当該疾病に罹患する危険性を低くすることは、安全な集団生活を営む上で極めて重要です。

日本小児科医会は予防接種の意義、必要性、安全性について正しいメッセージを提供する意味で、就園・就学の要件の一部として、「医学的、年齢的理由がある場合を除いて、就園・就学までの間に必ず定期予防接種を受けておくこと」の一言を記載することは、きわめて重要な意味合いを持つものと考えられることから、ここに上記を見解として表明いたします。

以上